

全建労発第14号  
令和7年6月6日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
会 長 今 井 雅 則  
〔 公 印 省 略 〕

令和6年 職場における熱中症の発生状況（確定値）等について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年3月12日付け全建労発第73号「令和7年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について」をご連絡したところですが、今般、厚生労働省労働基準局より別添1「令和6年 職場における熱中症による死傷災害の発生状況（確定値）」のとりまとめとともに、本年6月1日から施行された改正労働安全衛生規則の周知用パンフレット及びリーフレット（別添2、3※令和7年5月27日付け全建労発第12号「熱中症の健康障害の疑いがある者の早期発見や重篤化の防止等のための改正労働安全衛生規則の周知について」の別添3及び別添4と同じものです）を活用して、改めて熱中症の健康障害の疑いがある者の早期発見や重篤化の防止等のための改正労働安全衛生規則の周知依頼がありました。

つきましては、令和6年の熱中症による死傷者数の業種別の状況では、建設業は製造業に次いで高く、また、死亡者数については、最も多く発生している状況にありますので、貴協会会員の皆様の各事業場において、熱中症予防の確実な取組が行われますよう周知方よろしくお願い申し上げます。

以上

（担当：労働部 吉田）